

平成 27 年度 スポーツ庁委託事業

「日本国内ドーピング検査における採血に関する指針」

平成 28 年 3 月 30 日

公益財団法人日本アンチ・ドーピング機構

# 日本国内ドーピング検査における採血に関する指針

## 1 序文（指針について）

本指針は、公益財団法人日本アンチ・ドーピング機構（Japan Anti-Doping Agency: JADA）が実施するドーピング検査における血液検体の採取について、競技者の健康、安全及びプライバシー並びにドーピング検査の完全性及び手続の適正性を確保しつつ、医学的及び法的な観点から血液検体採取の実施に際して起こり得るリスクを踏まえ、医師ないし看護師が血液検体の採取を実施するにあたっての、我が国における現時点での最も標準的と考えられる実施方法及び実施体制を示したものである。

世界的には、世界アンチ・ドーピング機構（World Anti-Doping Agency: WADA）の作成するドーピング検査に関する国際的な規程（World Anti-Doping Code（WADC-世界規程）、関連国際基準及び同ガイドライン等）が存在し、ドーピング検査としての血液検体採取は、これらの国際的な規程に基づいて行われるものである。本指針は、同規程の内容も踏まえた内容となっており、また、公正に競技を実施してクリーンな競技者を保護することを目的として、ドーピング検査を受けることがスポーツ（競技）に参加するにあたっての当然の義務として全ての競技者に平等に課されているものであることを前提としている。

年々、ドーピング検査をすり抜けるための新たな薬物や方法が開発され、ドーピング手法が巧妙化しつつある中で、欧米では、これらに対抗する手段として、血液検体を採取する手法が既に一般化しつつある。他方、我が国においては、現在のところ尿検体を採取する手法が通常行われているところであり、血液検体を採取する手法については、その手順や技術等が十分に確立されておらず、血液検体を採取する手法の実施件数が限られているという現状がある。

こうした我が国の現状をふまえ、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会の開催に向けて、スポーツの固有の価値を損なうドーピングに対する実効性のある対策の一助となるべく、本指針を活用し、医師ないし医師の指示の下で行う看護師による血液検体の採取が幅広く実施されていくことを願うものである。

## 2 定義

本指針における用語は、特に定めることがない限り、WADC-世界規程で用いられる意味と同義とする。

- ・BCO: Blood Collection Officer（ブラッド・コレクション・オフィサー）
- ・DCO: Doping Control Officer（ドーピング・コントロール・オフィサー）
- ・検体採取要員: Sample Collection Personnel

## 3 BCO による血液検体採取における医師との連携のあり方

### 3-1 前提

本項は、看護師の資格を有する者が BCO である場合に、当該 BCO による血液検体採取に

おける医師との連携のあり方について必要な事項を定めるものである。

### 3-2 医師の指示の下での実施

看護師がBCOであるときには、医師が採血を実施する看護師と同一の建物に在席するかどうかを問わず、血液検体採取は必ず、医師の指示の下に行われなければならない。

### 3-3 医師との連絡手段の確保

BCOは、血液検体採取を実施するにあたり、その開始、実施、終了までの各過程において、電話又は電子メールにより、常時、医師と連絡を取ることが可能な状態を確保し、情報の共有化を図らなければならない。

BCOは、血液検体採取を実施する現場に到着後、医師と連絡を取ることが可能な状態にあるかを確認し、連絡を取ることができない状態にあるときは、血液検体採取を実施してはならない。

#### 【解説】

- ・ 「医師の指示の下」といえるためには、インターネット回線を利用したビデオ電話などで常にオンラインで繋がっている必要ではなく、連絡を取ろうとしたときに連絡が取れる体制が整っていればよいと考えられる。この場合の連絡手段としては、携帯電話もしくは公衆電話（公共施設における固定電話を必要に応じて借りることも可）、電子メールといった通信機器が考えられる。
- ・ 特に、競技会外検査においては、通信機器の電波の状態などにより、医師との間で常に連絡を取ることができない状態にあることが考えられる。公衆電話、施設における固定電話含め、連絡をとることが不可能な場合には、「医師の指示の下」という要件を満たしているとは考えられないため、看護師は、医師が在席する建物とは同一でない施設において血液検体採取を実施すべきではない。
- ・ 看護師は、血液検体採取の現場に着いた時点で、通信機器の電波状態等、物理的に医師と連絡取れる状態が確保できているかを確認しなければならない。
- ・ JADAは、競技会検査ないし競技会外検査ごとに、血液検体採取を実施するにあたり看護師に指示を出した医師2名と常時連絡を取ることができる体制を整えておくことが必要である。

### 3-4 医師からの指示受け

BCO は、競技者に対し血液検体採取を実施する場合、当該検査に先立ち、2名の医師の署名を付した書面（★付属文書「血液検体採取指示書」）により、検査管轄機関が作成するMISSION ORDER に従って特定される競技者に対して血液検体採取を実施する旨の指示を受けなければならない。

#### 【解説】

- ・ 医師が在席する建物とは同一でない施設において看護師が血液検体採取を実施する場合の医師の指示内容については、できるだけ具体的であることが望ましい。

この点、ドーピング検査を実施するにあたっては、検査管轄機関により、いかなる競技者に対しドーピング検査を実施するのか、競技会検査の場合には検査の対象となる競技者を抽出する方法、競技会外検査の場合には検査の対象となる具体的な競技者名を記載した指示書（『MISSION ORDER』）が作成されるとのことである。この場合、競技会検査については、予め検査の対象となる具体的な競技者名までは特定できないものの、検査を実施する競技会の出場者とMISSION ORDERの指示内容とを組み合わせれば、検査対象者が自動的に特定の競技者に決まることになる。

そこで、看護師（BCO）は、血液検体採取に先立ち、医師から、MISSION ORDERに従って特定される競技者に対して血液検体採取を行う旨の指示書により指示を受けた上で、血液検体採取を実施しなければならないこととした。

医師の指示は、2名の医師の署名を付した書面（★付属文書「血液検体採取指示書」）により行うこととする。指示を出す医師を2名としたのは、血液検体採取が、競技者の身体への侵襲を伴う手法であることに鑑み、血液検体採取を実施するBCOと常時連絡を取ることができるといえるような体制を取るべき医師は、実施される血液検体採取の指示を行った医師である必要があるが、仮に、指示を行う医師が1名のみの場合には、万が一当該医師に緊急事態が起きた場合には、血液検体採取を実施する看護師（BCO）との適切な連携を確保することができなくなってしまうことから、そのような事態に備えるためである。

## 4 採血に関する事前説明と同意書の取得

### 4-1 事前説明の内容

BCO は、競技者に対し、血液検体採取に先立ち、採血に伴う合併症として、気分不良、吐き気、めまい、失神、皮下出血、神経損傷などが発生しうること及びそれらへの対処法について事前に説明する。

BCO は、競技者に対し、予め、競技者が体調不良を訴えても、原則として血液検体採取を実施すること、例外的に血液検体採取よりも優先して体調不良に対する医療行為が必要であると医師が判断した場合にのみ血液検体採取を実施しないことを説明する。

## 【解説】

- ・ 血液検体採取には、副作用が伴うので、その説明を事前に行う。
- ・ 副作用の事前説明は、競技者に書面を交付してこれを読ませる方法によるのがよいと思われる（血液検体採取の際の同意書に説明文言を書き加えるのがよいと思われる。）。
- ・ 副作用の事前説明の内容は、献血の場合の説明書に準じ、以下のとおりとするのがよいと思われる。

### 血液検体採取に伴う副作用について

- ・ 気分不良、吐き気、めまい、失神、針を刺すことによる皮下出血、失神に伴う転倒、神経損傷（痛み、しびれ、筋力低下など）が発生することがあります。
- ・ 針を刺したときに強い痛みがある場合や痛みがいつまでも続く場合は、BCOにお知らせ下さい。
- ・ 採血中に気分不良やめまいを起こした場合は、すぐにBCOにお知らせ下さい。また、採血後に同様の症状を起こした場合は、転倒を防止するために、すぐにしゃがむか横になって下さい。通常は頭を低くして30分程度安静にするだけで軽快します。

- ・ ドーピング検査として採取する血液量は、20 ccと少量であるから（日本赤十字社で実施されている採血では200 cc～）、競技者が体調不良を訴えていても、血液検体採取が実施できないと考えられるケースはほとんど無く、血液検体採取が実施できない場合は、救急搬送等により直ちに治療を受けることが必要な場合に限られ、また、そのような状態かどうかは医師の判断を仰ぐ必要があると考えられる。このことは、予め競技者にアナウンスしておき、競技者が体調不良を訴えて血液検体採取を回避しようとしてBCOとの間でトラブルになることを防ぐことが相当である。また、その説明は、副作用の事前説明と同様に、競技者に書面（視覚障がい者のために点字で作成したものも準備する）を交付してこれを読ませる方法によるのがよいと思われる。
- ・ 体調不良の場合についての説明の内容は、以下のとおりとするのがよいと思われる。

- ・ ドーピング検査として採取する血液は、約20 ccと少量です。競技者からこの程度の少量の血液を採取しても、競技者の健康状態に影響を与えることはほとんどありません。従って、競技者が体調不良の場合でも、原則として、血液検体採取を実施します。例外的に、血液検体採取よりも優先して体調不良に対する医療行為が必要である場合にのみ、血液検体採取を実施しません。血液検体採取が実施できるかどうかは、医師が判断します。

## 4-2 拒否に対する制裁の告知

DCO は、競技者に対し、血液検体採取に先立ち、血液検体採取を正当な理由なく拒否した場合には、アンチ・ドーピング規則違反として制裁の対象になることを説明しなければならない。

### 【解説】

- ・ 血液検体採取の拒否がアンチ・ドーピング規則違反として制裁の対象になることは、事前に DCO が告知すべきである。
- ・ 告知の方法は、血液検体採取の直前に、副作用の事前説明などと同時に、競技者に書面を交付して、これを読ませる方法によるのがよいと思われる。

## 4-3 同意書の取得と 20 歳未満の競技者の取扱い（同伴者等の立会い）

BCO は、4-1 記載の事前説明及び 4-2 記載の拒否に対する制裁の告知を行った上で、ドーピング検査を受けることについて同意する旨の書面に、被検査者たる競技者の署名を取得する。但し、競技者が 15 歳未満の場合には、親権者・監督・コーチその他これらに準じる 18 歳以上の人物（以下、「同伴者等」という。）が血液検体採取の現場に立ち会い、同人からも署名を取得しなければならない。なお、競技者が 20 歳未満であっても、18 歳以上の場合には同伴者等の立会いは不要であるが、15 歳以上 18 歳未満の場合には、当該競技者が同伴者等の立会いを希望したときに限り同人の署名を取得するものとし、立会いを希望しなかった場合にはこの限りでない。

### 【解説】

- 1 血液検体採取は、競技者の身体に対する侵襲を伴う検査手法であり、実施にあたっては原則として被採取者たる競技者自身の同意を取得する必要がある。もっとも、全ての競技者には、スポーツに参加する者の当然の義務として、検査の種類を問わず、WADC-世界規程に従いドーピング検査を受けることが義務づけられている。

この点 JADA では、各競技団体に対し、20 歳未満（平成 27 年 12 月現在）の競技者については、その全てから、採取検体の種類を問わない形でドーピング検査に関する包括的な親権者の同意書を徴収することを求め、同意を得たことについて各競技団体が保証することとしている。

なお、JADA の事前の同意書のひな形では、「採取検体の種類を問わずドーピング検査を受けること」への同意という形式になっており、採尿のみならず血液検体採取による方法も当然に含まれている。また、血液検体採取を施行するのが医師であるのか看護師であるのかという点については明示されていないが、社会通念上、看護師による血液採取があり得ることは想定されていると考えられるので、事前の同意書に、この点を明示するまでの必要はない。

競技者は、競技を続ける限りドーピング検査を受けることが想定される上、検査毎に同意不同意が問題となる性質のものではないため、一

度得た親権者からの事前の同意書は、特に申し出が無い限り効力を失わないものと考えてよい。

以上を前提に、個別の血液検体採取における同意について考えればよい。

2(1) まず、20歳以上の競技者については、血液検体採取を含むドーピング検査を受けることについて同意する能力を有しており、個別の血液検体採取において同意を取得すれば足りる。同意を取得したことについては、予め同意書を準備しておき、これに署名するという形で記録化しておくべきである。

(2) 次に、20歳未満の競技者からの個別の血液検体採取については、次のように考えられる。

我が国では、民法の規定によれば、15歳以上であれば遺言能力があるとされており（民法第961条）、これに準じて臓器移植における臓器提供の意思表示が15歳以上であれば有効と解されている。また、血液検体採取は、身体への侵襲行為とはいえその侵襲の程度は限定的であり、採取される血液量も20cc程度と身体へ与える影響が小さいと考えられる。加えて、血液検体採取よりも血液の採取量が多い献血の現場においても、15歳以上であれば必ずしも親権者からの同意を取得していないという現状がある。こうした諸事情に鑑みると、競技者が満15歳に達していれば、血液検体採取の実施にあたって、BCOの事前説明や現場で提示される説明文書等の中身を十分に理解し、検査現場における対応を行うだけの能力が備わっていると考えられる。そこで、15歳以上であれば、同伴者等が同席することなく、また、個別の検査における同伴者等の同意がなくとも血液検体採取を実施してよいと考えられる。

これに対し、15歳未満の場合には、血液検体採取に対する同意の前提であるBCOの事前説明等を理解するために、血液検体採取の現場に同伴者等が立ち会う必要があり、その際、同伴者等からも同意を取得する必要がある。

もっとも、15歳以上18歳未満の者については、WADC—世界規程においては18歳未満が未成年（Minor）とされていることもふまえ、15歳未満と同様にBCOの事前説明等の内容を理解するために同伴者等を立ち会わせることが望ましいと考えられる。したがって、当該競技者に対し、同伴者等が立ち会うことを希望するか確認の上、希望した場合には立ち会わせ、同意も取得することとし、立ち会いを希望しない場合には、同伴者等の立ち会いなしに、血液検体採取を実施してよい。

なお、立ち会う同伴者等は、親権者のほか、当該選手のことを指導する監督やコーチで20歳以上の者が望ましいが、少なくとも18歳に達していれば問題ないと考えられる。

## 5 競技者からの申出に対する対応

### 5-1 留意事項についての申出があった場合

BC0 は、競技者が、血液検体採取に先立ち、以下の事項を申し出た場合は、その内容を記録用紙に記録した上、血液検体採取にあたっては、消毒薬の変更、手袋の変更、転倒防止の処置をとること、止血時間への配慮等、当該事項に対して適切に対応して実施する。

- ①過敏症・アレルギー（消毒薬・ラテックスなど）
- ②血管迷走神経反応（以前採血の際に気分が悪くなった経験）の既往
- ③抗凝固薬と抗血小板薬の使用
- ④出血性疾患の既往

#### 【解説】

- ・ 血液検体採取に先立ち、競技者が、①過敏症・アレルギー（消毒薬・ラテックスなど）、②血管迷走神経反応（以前採血の際に気分が悪くなった経験）の既往、③抗凝固薬と抗血小板薬の使用、④出血性疾患の既往を申し出ることがあり得る。しかし、この場合でも、血液検体採取では、20 ccという少量の血液を採取するだけなので、血液検体採取を中止すべき事由にはあたらない。

ただし、①については、アルコールアレルギーに該当する場合は消毒薬を非アルコールのものに変更し、ラテックスアレルギーに該当する場合は非ラテックスの手袋を使用することが適当である。また、②については、転倒防止の処置をとることが適当である。③④については、止血時間を長くするなど処置をとることが適当である。

従って、競技者が上記事項を申し出た場合は、その内容を記録用紙に記録した上、血液検体採取にあたっては、消毒薬の変更、手袋の変更、転倒防止の処置をとること、止血時間への配慮等、当該事項に対して適切に対応して実施することとした。

- ・ なお、上記の事項については、副作用の事前説明と同様に、競技者に書面を交付してこれを読ませる方法によって事前説明をするのがよいと思われる。
- ・ 留意事項についての事前説明の内容は、以下のとおりとするのがよいと思われる。

- ・ 以下の事項に該当する場合は、BC0 に申し出てください。

- ①過敏症・アレルギー（消毒薬・ラテックスなど）
- ②血管迷走神経反応（以前採血の際に気分が悪くなった経験）の既往
- ③抗凝固薬と抗血小板薬の使用
- ④出血性疾患の既往

## 5-2 体調不良の申し出があった場合

### 5-2-1

BCO は、競技者が体調不良を申し出た場合は、その旨を記録用紙に記録する。

### 5-2-2

BCO が看護師である場合は、競技者が体調不良を申し出た場合は、医師に対して、電話で報告する。

### 5-2-3

医師は、上記報告を受け、競技者に対し追加で確認すべき事項がある場合には、追加確認事項を電話で BCO に伝える。BCO は、医師から、追加確認事項の連絡を受けた場合は、速やかに競技者に対し当該追加確認事項について確認を行い、その結果を記録用紙に記録するとともに、医師に対して、電話で報告をする。

### 5-2-4

医師は、BCO からの報告を受け、血液検体採取を行っても問題ないと判断した場合には、BCO に対し、電話で、当該競技者に対する血液検体採取の実施の指示を行う。

### 5-2-5

医師は、BCO からの報告を受け、血液検体採取よりも優先して体調不良に対する医療行為を行うことが必要であることなどにより、当該競技者に対し血液検体採取を実施すべきでないと判断した場合には、BCO に対し、電話で、血液検体採取の中止を指示する。

### 5-2-6

医師から血液検体採取の中止の指示を受けた BCO は、血液検体採取を速やかに中止し、その旨を競技者に対して通知するとともに、記録用紙に記録する。

### 5-2-7

BCO が医師である場合は、競技者が体調不良を申し出た場合は、自ら競技者の状態を確認して、血液検体採取の可否を判断し、その結果を記録用紙に記録する。

#### 【解説】

- ・ 血液検体採取に際し、競技者が体調不良を申し出ることがある。しかし、競技者は、身体頑健な健常者であり、その者から少量の血液を採取したとしても、健康面に影響を与えることはほとんどないと考えられるから、体調不良は基本的に血液検体採取の中止事由とはならないと考えられる。そのため、予め体調の良否を問う質問は行わない。また、このことは事前に書面で競技者に説明をする(4-1-1)。
- ・ もっとも、競技者が体調不良を訴えた場合に、BCO が看護師の場合は、血液検体採取の実施の判断の責任を BCO に負わせるべきではないので、これを医師に電話で報告させ、医師に判断させることとした。医師は、追加確認事項があれば、BCO にその確認を指示し、BCO に報告をさせる。なお、BCO が医師である場合は、自ら競技者の状態を確認して、血液検体採取の可否を判断し、その結果を記録用紙に記録する。
- ・ 体調不良を訴えた場合の追加確認事項としては、各種バイタルサインの計測が

考えられる。このため、BCO は、体温計、血圧計、脈拍を計測するための秒針つき時計を携帯していることが望ましい。

## **6 外国人競技者への対応**

BCO は、競技者が理解可能な言語を用いるか、または BCO の説明を理解して競技者に伝達可能なコーチその他の人物を介して、説明を行うものとする。

### **【解説】**

- ・ BCO の説明は、競技者にとって理解可能なものでなければならない。そのため、外国人競技者の場合は、理解可能な言語による説明をすべきである。具体的には、複数の言語による説明の書面を用意しておくのが望ましい。
- ・ もっとも、すべての言語をカバーすることは事実上不可能なので、英語による説明が理解可能なコーチその他の人物を同席させ、その人物を介して説明することとする。

## **7 障がいのある競技者への対応**

BCO は、競技者が障がいを有する者である場合には、当該競技者が BCO の説明を十分理解できるよう必要かつ合理的な配慮を行う。

### **【解説】**

- ・ 競技者が障がいを有する者である場合には、通常の説明では当該競技者が BCO の説明を十分理解できないことが生じる可能性がある。そのようなことがないように、BCO は、当該競技者の障がいの内容に応じて、BCO の説明を十分理解できるよう必要かつ合理的な配慮を行う必要がある。例えば、視覚障害者に対しては、説明が記載された文書を交付するだけでなく、BCO が説明内容を読み上げるとか、あるいは、視覚障害のない同伴者が当該競技者に読み聞かせるようにするなどの配慮が必要である。

## **8 血液検体採取の実施準備・作業環境**

### **8-1 必要な器具用品類の確認**

BCO は、医療従事者として、血液検体採取実施のために必要な器具及び用品が JADA マニュアルに従い用意されていること、採取器具が清潔であること及び未使用であることを確認しなければならない。

### **【解説】**

- ・ JADA の BCO 用の「ドーピング検査における採血業務—BCO 業務内容および手順の流れ」においては、採血に際して用意されるべき望ましい器具や用品類のリスト(一覧表)が定められている。WADA 血液検体採取ガイドライン 3.1 条(以下、WADA ガイドライン)、JADA 「ドーピング検査における採血業務」4～5 頁参照。国際陸上競技連盟(IAAF)の血液検査ガイドライン 2.1.4 条でも、採血キット等について規定をおく。

- WADA ガイドライン 3.2 条によると、選出された競技者は、いつでも 3 つの中から 1 つの検体採取キットを選べるし、ドーピング検査文書で定められた検査に必要なかつ十分な採取量を確保しなければならないものとされている。JADA マニュアルによると、ドーピング検査では、競技者の検体に触れる器具(検査キット、採血管、針など)については、競技者本人が 3 つの中から選択するものを使用できるルールとなっている(JADA マニュアル 1 頁参照)。国際陸上競技連盟(IAAF)の血液検査ガイドライン 3.2.4 条でも、競技者が選べるとしている。

また、WADA ガイドライン 3.3 条では、血液検体を識別する採血管(ボトル)の付番をし、検体を識別するコンテナや他の用品を用意すること、競技者の識別が確実にでき、すべての器具も清潔で使用されていないものであることを確認することが求められている。

この点につき、JADA のマニュアルでは、かなり細かい指示が定められている。

## 8-2 作業室の準備・BCO の配慮

BCO は、DCO と協力して、血液検体の採取を安全かつ適切に行い、競技者のプライバシーや健康状態等に配慮できる作業場所を確保し、採血が確実に実施できる作業環境の準備に努めなければならない。

### 【解説】

- JADA の 2014 年 4 月 1 日「血液検体採取手順」(DCM2.5.1)によると、補足として、①血液検体採取は、競技者のプライバシーが保護される作業室内で実施すること、②他の競技者の検体や書類と混同しないように作業室内を整えること、競技者ごとの検体の取り扱いに細心の注意を払うこと、③可能な限り、作業室での占有時間が短くなるよう工夫して作業を行うこと等が定められている。また、WADA ガイドライン 3.4 条では、DCO は、BCO に対して事前に責任や役割等について説明することを求めている。JADA マニュアルでは、作業環境の準備のために、DCO と BCO の役割や連携協力について、以下のように定められている。

- DCO は、BCO に採血に関連する用具・器具・消耗品を渡し、血液検体を安全に採取することができる最低レベル以上の清潔状態を確保するよう依頼する。
- 血液検体採取に必要な用具(採血管、採血針等の用具)の種類と数が揃っていることを確認し、BCO に引き渡す。作業室内では、BCO が動きやすいように、BCO と DCO とで相談し、物品の配置等を調整すること。
- 血液検体採取を行う競技者が座る椅子は、失神時の転倒予防のため、必ず肘付の椅子に座らせること
- 簡易ベッドが用意されている場合は、応急処置時に備え、使用方法を確認しておくこと
- 血液検体を保存できる冷蔵庫またはクーラーボックスの場所を確認しておくこと、飲料用冷蔵庫と必ず分け、DCO および BCO が管理できる場所に冷

蔵庫を配置する。最初の検体を冷蔵庫へ保管する 10 分前には、温度記録計での温度の記録を開始する(JADA マニュアル参照)。

### 8-3 作業施設(場所)の最低基準

血液検体採取の作業場所として使用される施設は、WADA 及び JADA が定める安全性、プライバシー、専用使用、入退出の制限、衛生面での最低基準を充足していなければならない。

#### 【解説】

- 具体的には、WADA の施設評価の国際基準では、①ドーピングコントロールの目的のためだけに確保されていること、②競技者のプライバシーと秘密保持が守られていること、③適度の清潔さが保たれること、④明るく通風性に優れていること、⑤関係者のみ立ち入りが許されていること、⑥検体採取器具を補完するための十分な安全性が確保されていること、⑦管理及び文書作成業務のための机と椅子が置かれていること、⑧検体の提供及び必要とされうる一切のアフターケアのために、快適な椅子またはベッドが置かれていること、⑨冷蔵庫又はクーラーボックスが置かれていること、⑩エリアを占有するであろう多数の競技者、競技者の代理人及び検体採取要員を収容するに必要な広さを備えていること、⑩競技場及び競技者が通告された場所との関係で適切な位置にあることが望ましいとされている。

なお、WADA ガイドライン 3.5.1 条では、競技場内検査基準(In-Competition Testing Criteria)として、競技者の秘密保持が図られ、適当な照明と通気が確保され、関係者以外が立ち入りを制限され、鍵がかかり、検体と検体採取施設の確実な管理がなされ、快適な椅子やベッドが備えられ、冷蔵庫や隔離されたクーラーボックスなどがあり、競技場から近いところで、可能であればアルコールを含まない飲料があることなどが望ましいとされる。

また、WADA ガイドライン 3.5.2 条競技場外検査基準(Out-of-Competition Criteria)では、使用される採血場所としては、プライバシーが守られ、清潔で専用使用であること、可能であれば、待合室や作業室もあることが望まれている。競技場外検査では、採血場所として、競技者の自宅やホテルの客室などもありうる。

特に、WADA ガイドライン 3.5.3 条では、入室制限として、DCO は、検体採取要員に対して、血液検体採取場所への関係者以外の立ち入りを制限監視するよう指示できる。メディアの関係者は、つねに採血作業室への入室は禁止されるなど、出入りがコントロールされていることが望ましいとされる。

国際陸上競技連盟(IAAF)の血液検査ガイドライン 2.1.3 条でも、十分な血液検査施設として、ホテル、医療機関、練習場、競技場等があげられ、競技者のプライバシーや健康への配慮が求められている。

## 9 事故対応

### 9-1 医師との連携方法の確保

#### 9-1-1

BCO は、万が一、異常事態や事故が発生した場合に備えて、JADA が指定する医師と、常時、連絡が取れる体制を確保し、事故対応については、その判断を仰ぐものとする。但し、BCO が医師である場合は、当該 BCO の判断で事故対応をすれば足りる。

#### 9-1-2

BCO、DCO、当該血液検体採取を指示した検査担当する医師は、万が一、異常事態や事故が発生した場合は、率直に相談し合い、相互に協力して対応する。

#### 【解説】

- ・ 競技会内外を問わず、当該血液検体採取を指示した検査担当医師は、医療機関での業務環境とは異なり、BCO とは離れた建物や地域に在席している場合がある。そのため、当該の検査担当医師が、緊急時に即座に対応できるとは限らないため（特に、競技場外検査の際、山間部の合宿所で事故が起こった場合の担当医師との連絡体制の問題点）、常時、電話あるいは電子メール等の通信媒体により、連絡が取れる体制を確保すること、速やかに適切な指示を受けるべきことを確認した。但し、BCO が医師である場合は、当該 BCO の判断で事故対応をすれば足りる。
- ・ なお、BCO が、検査担当医師に対し遠慮するなどして必要な連携に支障が生じることのないよう、円滑な信頼関係を構築するべきことも確認している。

### 9-2 BCO の事故対応について

異常事態や事故が発生した場合には、BCO が、臨時応急手当を行うなどの適切な対応を行う。

#### 【解説】

- ・ 異常事態や事故が発生した場合には、当該血液検体採取を指示した医師と現場の BCO とが連携して対応することとし、競技者の意識レベルの低下が続く等、救急搬送が必要であると判断される場合には、速やかに救急車を呼ぶ。

### 9-3 応急セットを現場に配備する必要性の有無

#### 9-3-1

JADA は、競技会の内外を問わず、異常事態や事故の発生に際して、臨時応急の手当てを行うため、予め応急処置セットを現場に配備する。

#### 9-3-2

BCO は、JADA が用意する応急処置セットの有無、内容を確認し、不備があれば、JADA に連絡をしなければならない。

#### 【解説】

- ・ 緊急を要する事態が想定でき、臨時応急の手当てをしなければならない以上、JADA には、そのための備えをしておくべき義務があり、BCO には備えを確認しておくべき義務がある。

#### 94 損害保険のカバー範囲

JADA、又は採血者である BCO、並びに、当該検査を担当する医師は、競技者への採血時に発生する事故に起因する損害賠償に対応するため、十分な補償額の医師・看護師の賠償責任保険に加入する。また、採血者である BCO は、自身に対する針刺し事故にも対応した傷害保険にも加入していることが望ましい。

##### 【解説】

- ・ 一般的に、採血により重篤な症状が生じるリスクは低いとされているものの、競技者の中には高額報酬を得ているトップアスリートも含まれていることから、採血事故が生じると、採血者及び JADA は、競技者に対し高額の損害賠償責任を負うおそれがある。
- ・ また、医師等賠償責任保険は、自損事故には適用されないため、採血者は、自損事故にも適用される傷害保険にも、加入することが望ましい。
- ・ なお、現状では、JADA が、その選任した DCO、BCO、JADA 指定医の各人について、賠償責任保険に加入している。

#### 9-5 事故等における 18 歳未満の者への対応（親権者への連絡等）

JADA は、競技者が 18 歳未満である場合には、親権者ないし当該競技者のことをよく知るコーチ等、当該競技者の適切な監護者に対し、適宜、事故発生状況、並びに、事故対応について連絡する。

##### 【解説】

- ・ 現場の状況によっては、DCO が迅速に対処できない場合も想定され、また、現場が矢面に立たされることにより、適切な対応に支障が生じるおそれもある。そこで、DCO に限定せず、JADA として、18 歳未満の競技者への対応をするものとした。
- ・ WADC—世界規程においては 18 歳未満が未成年(Minor)とされていることから、18 歳未満である場合には、当該競技者の適切な監護者への連絡を行うべきである。なお、JADA は、当事者が 20 歳未満で、かつ、日本人である場合には、発生した事故について、親権者等への連絡をしている。(日本においては、成人年齢が 20 歳であるため。)

#### 9-6 事故発生時の記録

DCO 及び BCO は、採血事故が発生した場合は、当日中に、事故の発生日時、事故の内容、対応内容と結果、その他の必要な情報を記載した所定の事故発生の報告書を作成し、速やかに、JADA に提出をするものとする。

**【解説】**

- ・ 事故態様、責任の所在を明確にし、後日の証拠とするためには、直ちに、事故の発生状況等について、報告書という形で記録化し、JADA において、これを管理することは必須である。

なお、事故報告書（★付属文書「事故報告書」）のひな形は、添付のとおりである。

以上

\_\_\_\_\_  
(看護師名) 様

血液検体採取指示書  
(競技会検査用)

私は、\_\_\_\_\_(看護師名)\_\_\_\_\_  
に対し、JADA の作成する「血液検体採取指針」及び保健師助産師看護師法第37条に従い、下記2の競技会において、下記1の検査管轄機関が作成するMISSION ORDERに従って特定される競技者に対する血液検体採取の業務を実施するよう指示いたします。

1. MISSION Code #

\_\_\_\_\_

2. 競技会情報

上記1のMISSION ORDERの内容の通り。

3. 血液検体採取実施日時・場所

上記1のMISSION ORDERの内容に従うものとする。

4. 緊急時の連絡先

(1) 第一優先連絡先

医 師

(固定電話) ●●-●●●●-●●●●

(携帯電話) ●●●-●●●●-●●●●

(E-mail)

(2) 第二優先連絡先

医 師

(固定電話) ●●-●●●●-●●●●

(携帯電話) ●●●-●●●●-●●●●

(E-mail)

(3) 第三連絡先 (医師と連絡がつかない場合のみ)

JADA

MISSION ORDER および緊急連絡先参照

上記の通り、指示いたします。

平成 年 月 日

医療機関名  
住 所  
医師名 (自署)

医療機関名  
住 所  
医師名 (自署)

\_\_\_\_\_  
(看護師名) 様

血液検体採取指示書  
(競技会外検査用)

私は、\_\_\_\_\_(看護師名)\_\_\_\_\_  
に対し、JADA の作成する「血液検体採取指針」及び  
保健師助産師看護師法第 37 条に従い、下記 1 の検査管轄機関が作成する  
MISSION ORDER に従って特定される競技者に対する血液検体採取の業務を実施  
するよう指示いたします。

1. ADO Reference # (又は ADAMS MISSION ORDER #)

\_\_\_\_\_

2. 血液検体採取実施日時・場所

上記 1 の MISSION ORDER の内容に従うものとする。

3. 緊急時の連絡先

(1) 第一優先連絡先

医 師 \_\_\_\_\_

(固定電話) ●●-●●●●-●●●●

(携帯電話) ●●●-●●●●-●●●●

(E-mail)

(2) 第二優先連絡先

医 師 \_\_\_\_\_

(固定電話) ●●-●●●●-●●●●

(携帯電話) ●●●-●●●●-●●●●

(E-mail)

(3) 第三連絡先 (医師と連絡がつかない場合のみ)

JADA

Mission Order および緊急連絡先参照

上記の通り、指示いたします。

平成 年 月 日

医療機関名  
住 所  
医師名 (自署)

医療機関名  
住 所  
医師名 (自署)

## 事故報告書

作成者 BCO ( )

競技者	
担当 DCO	
担当 BCO	
事故発生日時	年 月 日 (午前・午後) 時 分頃
事故発生場所	
事故の内容、及び、発生経緯	
事故の発生原因	
医師の指示内容	
競技者が 18 歳未満である場合の親権者、コーチへの連絡内容	
事故対応の内容	
事故の対応結果	
備考	

## 血液検体採取指針 遵守状況チェックリスト

BCO は、血液検体採取の実施に際し、次のチェック項目について血液検体採取指針に従って履行したことを確認し、問題がないことを確認できたらチェック欄に丸印をする。

番号	チェック項目	指針該当箇所	チェック欄
1	医師の署名のある血液検体採取指示書を受け取った。	3-4	<input type="checkbox"/>
2	応急処置セットの有無及びその内容を確認し、不備がないことを確認した。	9-3	<input type="checkbox"/>
3	検体採取現場に到着後、通信機器により、医師と連絡を取ることが可能な状態であることを確認した。	3-3	<input type="checkbox"/>
4	競技者に対し、血液検体採取に伴う副作用及び、注意事項を記載した書面を読み聞かせ説明した。	4-1	<input type="checkbox"/>
5	競技者から血液検体採取における留意事項について申し出があった場合には、その内容を記録用紙に記録し、申し出内容に応じた適切な対応を行った。	5-1、5-2	<input type="checkbox"/>
6	競技者から体調不良の申し出があった場合には、その内容を記録用紙に記録し、医師に対し電話で報告して医師の指示に従い対応した。 <b>※BCO が看護師の場合のみチェック</b>	5-2	<input type="checkbox"/>
7	外国人に対し、理解可能な言語を用いるか、または BCO の説明を理解して競技者に伝達可能なコーチその他の人物を介して、説明を行った	6	<input type="checkbox"/>
8	競技者が 15 歳未満の場合には、BCO の説明を理解して競技者に伝達することが可能な同伴者等物を同席させた上で説明を行った	4-3	<input type="checkbox"/>
9	競技者が障がい有する者である場合には、当該競技者が BCO の説明を十分理解できるよう必要かつ合理的な配慮を行った。	7	<input type="checkbox"/>
10	血液検体採取のために必要な器具及び用品が JADA マニュアルに従い用意されていること、採取器具が清潔であること及び未使用であることを確認した。	8-1	<input type="checkbox"/>
11	DCO と協力して、血液検体の採取を安全かつ適切に行い、競技者のプライバシーや健康状態等に配慮できる作業場所を確保し、採血が確実に実施できる作業環境の準備に努めた。	8-2	<input type="checkbox"/>
12	異常事態や事故が発生した場合に、事故報告書に記録を行った。	9-6	<input type="checkbox"/>

BCO は、全てのチェック事項（当該検査において該当しないものは除く）を確認し、丸印がつけられたことを確認できたら、下記署名欄に署名を行い、JADA へ提出する。

年 月 日

BCO 署名欄 \_\_\_\_\_